

学習用端末貸与・購入費一部補助について

申請書は、学校のホームページに掲載したものを印刷してご利用ください。
事務室前の机上にも申請書を設置しておりますので、必要な方はご利用ください。

支援① 学習用端末の貸与

【対象】保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯（住民税均等割額は考慮不要）

※貸与対象の**非課税世帯**は「支援②学習用端末購入費一部補助」には**該当になりません**ので、端末を購入する際はご注意ください。

【概要】原則卒業まで学習用端末を借り受けることが可能

（モバイルルーター（通信契約及び通信料は利用者負担）の貸出も有り）

【申請期限】

令和7年4月18日

※随時受付をしておりますが、目安として新年度の申し込みの期限をもうけております。

支援② 学習用端末購入費一部補助

【対象】課税標準額（総所得）×6%－調整控除額（市町村民税相当分）が51,300円未満の世帯

※裏面の「補助金交付可否確認計算表」で対象になるかご確認ください。

【概要】合格者説明会の日以降に購入した学習用端末本体金額の1/2（上限27,500円）を補助

【申請期限】

令和7年6月2日 ※納品されていない場合でも期限までに申請が必要です

学習用端末購入の際の注意事項（購入費一部補助）

①～③がわかる領収書が必要

- ① 領収日
- ② 端末購入代金・端末商品名・端末型番
- ③ 販売事業者名

レシートも可。領収書の金額が付属品等含めた総額の場合は、但し書き等で明記されていること。
型番の記載がない場合、カタログ等添付。

ポイント支払い分は 購入補助額対象外

購入代金5万円のうち、1万円分ポイント払いの場合は4万円が対象額。

付属品等にポイントを利用した場合は、付箋等でわかるように明記。

分割契約は6月2日までに 領収書発行ができるもの

クレジットカードの分割払いなど、購入時点で領収書が発行されるものは申請可能。月々の通信料と併せて分割契約は対象外。

端末納品が6月3日以降
になってしまうなどの
諸事情がある場合は
事務室へご相談ください

TEL 029-821-1605

**市町村役場でこの用紙を
提示してください。**

令和 6 年度の課税(又は非課税)証明書が必要です。
課税標準額(総所得)及び 調整控除額(市町村民税分)が記載された書式での発行を
市町村役場でお願いしてください。
※課税標準額・調整控除額の記載がない証明書は不可。コンビニ発行のものには記載されません。

補助金交付の対象になるかは、下記の確認計算表で確認できます。

※補助金交付可否確認計算表

保護者等 ①	課税証明書	課税標準・総所得額 (A)	
		調整控除額（市町村民税分） (B)	
		$A \times 6\% - B$ (C) (100未満切り捨て)	
保護者等 ②	保護者② 課税証明書	課税標準・総所得額 (D)	
		調整控除額（市町村民税分） (E)	
		$D \times 6\% - E$ (F) (100未満切り捨て)	
補助金 交付可否	補助対象 判定額	C+F (G)	
	I 0円（非課税） …… 端末貸与対象者→【貸与申請】 II 1円～51,300円未満 …… 端末補助費補助対象者→【補助申請】 51,300円以上 …… 支援対象外です		

課税証明書の様式は市町村ごとに異なりますが、記載内容は同一ですので該当部分を確認してください。

課 稅 証 明 書

氏 名	笠原 太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 男
住 所	茨城県〇〇市〇〇7 5 6 番地	

課税標準額		税 額	
課税総所得 ※※以下余白※※	000,000円	所得割	均等割
		市	円
		県	円
		年税額	
		円	
令和5年分所得の内訳	所得控除の内訳	同一生計配偶者	
給与所得金額 円	社会保険料控除 円	扶養親族 老人	人(内同居老親 人)
(給与収入 円)	生命保険料控除	人・16歳未満 人・その他 人	人(内同居 人・その他 人)
※※以下余白※※	調整控除額	調整控除額(市町村分)	
	基礎控除額		
	※※以下余白※※		
課税標準額(課税総所得)		税額控除等の内訳	市民税
		税額控除の所得割額	県民税
		調整控除額	0,000円
		配当控除額	円
		住宅借入金等特別税額控除額	円
		新附金税額控除額	円
		外国税額控除額	円
		税額調整措置額	円
	余合計 円	配当割・株式等譲渡所得割控除額	円
備考		備考欄に記載されている市町村もあります。	
合計所得金額 円	標準課税額 000,000円	調整控除額(市町村)	0,000円
総所得金額等 円			

この証明書には「すかし」などの:



学習用端末貸与・令和7年度新入生の学習用端末購入費一部補助についてお知らせします。

経済的に困難を抱える(所得が一定の基準に該当する)世帯の方に対し、以下支援を行います。
支援対象に該当するかの確認や申請方法の詳細は、<問合せ先>までご連絡ください。

<問合せ先>県立土浦第三高等学校 TEL:029-821-1605

支援①:学習用端末の貸与

対象	保護者等全員の住民税所得割※が非課税の世帯 (令和7年1月以降の収入が減少し、保護者等全員の「住民税所得割が非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)も対象となります。) ※「住民税均等割」は考慮不要です。
概要	原則卒業まで学習用端末を借受けることが可能です。 (モバイルルーター(通信契約及び通信料は利用者負担)の貸出も行っています。)

支援②:学習用端末購入費一部補助

対象	令和7年度新入生で保護者等全員の令和6年度住民税所得割が非課税ではないが、非課税に準ずる世帯 (非課税に準ずる基準は、保護者等全員の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」の合算額が51,300円未満の世帯となります。)
概要	合格者説明会の日※1以降に購入した学習用端末本体※2金額の1/2(上限27,500円)を補助します。 ※1 県立附属中、中等教育学校からの進学者は、学習用端末の説明を受けた日。 ※2 本体と別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードまで対象。
申請期間	令和7年4月1日～令和7年6月2日 (令和7年6月2日までに納品未了の場合も申請は受け付けます。必ず期間内に申請を行ってください。)
注意	領収日、端末本体の金額、販売事業者名が明記された 領収書等(レシート可)の原本 が必要です。

裏面「Q&A」もご確認ください。

Q&A

●支援の対象になるおおよその年収目安を確認したい。

世帯年収目安（4人世帯を想定）で以下の通りとなります。

【270万円未満】→学習用端末の貸与

【270万円以上350万円未満】→学習用端末購入費一部補助

※「目安」としてお示しするものです。実際に支援の対象となるかは、入学する県立高等学校等にご相談ください。

●住民税所得割は非課税の世帯は、学習用端末購入費一部補助の対象になるか。

学習用端末購入費一部補助の対象となりません。
無償の学習用端末の貸与の支援をご利用ください。

●いつ時点の所得の状況を確認するのか。

令和6年度（令和5年分）の課税所得等を確認します。

課税証明書を取得する場合は、市町村の窓口で、「課税標準額（総所得）」及び「調整控除額（市町村民税分）」が記載された令和6年度の課税証明書の発行を依頼してください。

●住民税所得割が非課税ではないが、経済的に余裕がない。学習用端末を借りることはできないか。

家計急変世帯として学習用端末の貸与の対象となる可能性があります。詳細は、入学する県立高等学校等にご相談ください。

●学習用端末購入費一部補助について電子申請で行いたい。

いばらき電子申請・届出サービス（<https://s-kantan.jp/pre-f-ibaraki-u/>）から、検索キーワード「端末購入費一部補助」で検索し、電子申請することもできます。